

事務連絡
平成 23 年 4 月 19 日

各 { 都道府県
指定都市
中核市 } 民生主管課 御中

各 地 方 厚 生 局 御中

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

夏期に向けた節電対策のアイデア募集について

今般の東日本大震災に伴う社会福祉施設等における対応については、特段の御配慮を頂きまして厚く御礼申し上げます。

さて、未曾有の大震災により、今夏には、東京・東北電力管内において大幅な電力の供給不足が見込まれております。計画停電を回避するためにも抜本的な需要抑制対策を講ずることが必要となっていることから、東京・東北電力管内の自治体に対し、別添のとおり平成 23 年 4 月 14 日付け事務連絡「夏期に向けた徹底した節電対策の実施について」を発出したところです。

つきましては、社会福祉施設等における節電対策に資するよう、貴管内の社会福祉施設等の職員の皆様に対し、別紙により「社会福祉施設等における節電対策のアイデア」を募って頂きますようお願いいたします。

記

- 1 応募方法等 : 別紙に記載のとおり
- 2 送信先 : 自由様式にて、各社会福祉施設等から直接Eメール又はFAXにより送信
＜送信先Eメールアドレス: syafukudenryoku@mhlw.go.jp>
＜送信先FAX番号: 03-3591-9898>
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課(施設係)
- 3 応募期限 : 平成 23 年 5 月 10 日(火)
- 4 その他 : 応募方法等については厚生労働省ホームページ
＜<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000019lnv.html>>に
掲載しています

＜照会先＞

厚生労働省社会・援護局

福祉基盤課 施設係 (松永)

TEL : 03-5253-1111 (内線 : 2868)

: 03-3595-2616 (直通)

社会福祉施設等における 節電アイデアを募集します

- 未曾有の大震災により、東京電力・東北電力管内の電力供給量が大幅に減少しており、夏場に向けて、需給悪化が見込まれています。
- 社会福祉施設等においては、利用者への配慮が必要ですが、この危機を乗り越えるため、最大限の節電への御協力をお願いします。
※ 電力のピーク期間・時間帯は、7～9月(平日)の10～21時です。
- そこで、社会福祉施設等における節電対策として、どのようなものが考えられるか、現場の第一線で御活躍中の皆様からのアイデアを広く募集します！

募集期間

平成23年4月19日(火)～5月10日(火)

提出先

メールの場合 : syafukudenryoku@mhlw.go.jp

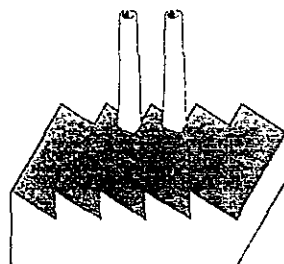
ファックスの場合 : 03-3591-9898 (厚生労働省社会福祉施設節電担当宛)

提出方法

- 様式自由、匿名で結構です。
- なお可能であれば、勤務先種別(特養、ケアホーム等)も御記入ください。

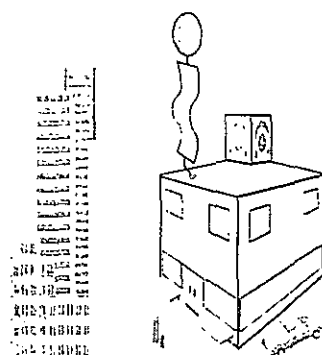
夏期節電対策の具体例

大口・小口需要家



産業分野 (製造業他)

- ・生産プロセスの一層の合理化、設備運用の最適化
- ・省エネ設備の導入
- ・節水の推進
- ・操業時間/日の短縮、シフト
- ・夏期休業の設定・長期化・分散化 他



業務分野 (オフィスビル、商業施設、 飲食店、ホテル、学校他)

- ・空調温度の引き上げ(目安温度の設定)
- ・照明の削減(窓際での消灯、ネオンの消灯など)
- ・空調時の換気量調整(今より少なく)
- ・建物の遮熱性向上(窓に遮熱フィルム、ブラインド他)
- ・パソコン、プリンター等のOA機器の使用削減等
- ・省エネ設備の導入
- ・節水の推進
- ・営業時間/日の短縮、シフト
- ・夏期休業の設定・長期化・分散化
- ・節電ビズ(クールビズの一層の強化) 他

家庭



- ・空調温度の引き上げ(目安温度の設定)
- ・扇風機の利用(エアコンの代わりに扇風機を)
- ・照明の消灯(昼間は使わない)
- ・家屋の遮熱性向上(すだれやカーテンの利用を)
- ・待機電力の削減(使わない家電はコンセントを抜く)
- ・省エネ家電製品の導入(白熱電球からLED・電球型蛍光灯など)
- ・節水の推進
- ・家族はなるべく一部屋で団らんを
- ・電力需要ピーク期の家族旅行 他

別添
事務連絡
平成23年4月14日

東京電力・東北電力から電力供給される

都 県

指定都市 民生主管課 御中

中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課
厚生労働省社会・援護局総務課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
厚生労働省老健局総務課

夏期に向けた徹底した節電対策の実施について

今般の東日本大震災に伴う社会福祉施設等における対応について、特段のご配慮をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

さて、未曾有の大震災により、東京・東北電力管内の電力供給力は、大幅に減少し、今夏には、東京・東北電力管内において、大幅な電力供給不足が見込まれており、計画停電を回避するためにも、抜本的な需要抑制対策を講ずることが必要となっています。

このため、夏期の電力需給対策について、平成23年4月8日の電力需給緊急対策本部（閣僚級）において、別添のとおり政府の方針が示されたので、御了知の上、貴管内の市町村及び社会福祉法人等に対し情報提供を図るようお願いいたします。

今後、別添資料の「夏期節電対策の具体例」及び「夏期の電力需給対策について」の別紙1「夏期節電の主要な取組例」を参照し、東京・東北電力管内の社会福祉施設等が節電について最大限の取り組みを行って頂けるよう御協力をお願いいたします。

なお、具体的な電力対策の詳細については、追ってご連絡する予定であることを申し添えます。

※添付した平成23年4月8日の電力需給緊急対策本部の資料のURL

http://www.meti.go.jp/earthquake/electricity_supply/0325_electricity_supply.html

夏期の電力需給対策の骨格

平成23年4月8日
電力需給緊急対策本部

はじめに

未曾有の大震災により、東京・東北電力管内の供給力は大幅に減少。これによって生じた需給ギャップに対処するため、やむを得ない緊急措置として計画停電を実施。これまでのところ、両電力管内の需要家の方の節電への取組もあり、「大規模停電」を回避。

しかし、今後、一旦は改善する見込みの需給は、夏に向けて再び悪化。これに対し、需給両面の抜本対策を講じなければ、計画停電とその下での弊害から脱却できない。このままでは、国民生活やとりわけ国の活力の源である産業活動が疲弊し、震災からの復興と日本経済の再出発は望めない。

このため、官民一体となった創意工夫によって、この難局から脱するべく、以下のような認識とそれを踏まえた対策をどう取り進めるかについて、両電力管内の国民各層や産業界の理解と叡知を集める協力をお願いしたい。

1. 今夏の電力需給の見通し

(1) 東京電力の今夏の需給バランス

・東京電力の供給力は、震災直後に約3,100万kWまで低下した後、3月末には3,600万kW程度まで回復。今後、発電所の追加的な復旧及び定期検査からの復帰等により供給力は徐々に増加。現時点では、需要のピークを迎える夏までには、4,500万kW前後の供給力を見込む。

(注)揚水は、需給バランス悪化により、夜間の汲み上げが不十分になるおそれがあり、供給力に含まず。
また、日々の供給力は、他社との融通や天候により変動がありうる。

・今夏のピーク時需要は、節電意識の浸透等により減少が見込まれるものの、現時点では、最大ピークとして約5,500万kWを想定。(昨年夏は、気温が著しく高かったこともあり、最大ピークは約6,000万kW)

・この先当分の間、計画停電が発動される可能性は低くなっているが、夏には需給ギャップは再び拡大。現時点での需給見通しでは、最大ピーク時に1,000万kW程度、昨年並みのピーク(約6,000万kW)を想定した場合には1,500万kW程度の供給力不足の恐れ。

(2)東北電力の今夏の需給バランス

・東北電力の供給力は、震災直後に約900万kWまで低下した後、3月末には1,100万kW程度まで回復。今後、長期計画停止火力の復帰等を行い、現時点では、夏までに1,150万kW前後の供給力を見込む。

・今夏のピーク時需要は、震災の影響や節電意識の浸透等により減少が見込まれるものの、現時点では、1,300～1,380万kWを想定。(気温が著しく高かった昨年並みを想定すると、最大ピークは約1,480万kW)

・東北電力管内では、当面、計画停電が実際に発動される可能性は低いが、震災からの復興と冷房需要の増大等により、夏の需給ギャップが顕在化。現時点での需給見通しでは、最大ピーク時に、150～230万kW程度、昨年並みの猛暑を想定したピーク(約1,480万kW)の場合は約330万kWの供給力不足の恐れ。

2. 今夏の需給対策の基本的考え方

(1)計画停電からの脱却とその狙い

・計画停電は、震災により大幅な需給ギャップが生じた中で、不測の大規模停電を生じさせないために、やむを得ない緊急措置として採用。

・国民・産業界の節電への取組もあり、需給バランスは改善。需給が緩和していく中で、今後とも節電への取組が維持・強化される前提で、計画停電の「実施が原則」の状態から、「不実施が原則」の状態へ移行する。これは、原則として常に通電されている状態への転換を意味する。

・一方、夏には、需給ギャップが大きく拡大。これに対し、計画停電の「不実施が原則」の状態を維持するため、供給力の積み増しに向けたあらゆる手段を講ずるとともに、事業活動のあり方やライフスタイルにも踏み込んだ抜本的な需要抑制対策を講ずることが必要。

・その際、予めピーク時間帯の使用最大電力(kW)の抑制幅を示し、需要家が、作業時間のシフトや休暇の長期化・分散などに創意工夫をこらして計画的に取り組むことにより、消費者や、とりわけ国の活力の源であり、また復興の基盤でもある企業の生産・操業に極力支障のないような仕組みを考えることが肝要。

(注)計画停電は、需給両面の対策で需給ギャップの解消ができなかった場合の、セーフティネットと位置付ける

(2) 対策が必要な需給ギャップの量

・東京・東北電力管内においては、現時点での需給見通しによれば、1,000万kW程度(東京)、150～230万kW程度(東北)の需給ギャップが存在。さらに、昨年並みの猛暑を想定した場合には、1,500万kW程度(東京)、330万kW程度(東北)のギャップとなる。

・したがって、現時点では、最大で、東京で1,500万kW程度、東北で330万kW程度のギャップを解消することを目標として、需給両面の対策を検討することとする。

・一方、需給ギャップの見通しは、今後の供給力の確保状況、需要見通しによって変化。したがって、需給見通しと必要対策量を随時見直し、需要抑制による国民・経済活動への負担が過剰なものとならないよう適切に情報提供することとする。

(注)特に需要見通しは、復興の状況、天候、節電意識等に左右され、今後の推移を見守る必要。

(注)電気事業法に基づく報告徴収を東京・東北両電力会社に命令し、需給見通しを提出させることとする。

(3) 国民の参加

・供給側が一方的に需給ギャップを調整する計画停電に頼るのではなく、国民・産業界等すべての需要側が、一層の創意工夫を行うことで対処するという、国民参加の運動としていくことを目指す。

3. 供給面の対策

(1) 今夏に向けた短期的な対策

東京電力管内で500万kW程度、東北電力管内で50万kW程度の供給力の積み増しを目指す。

・火力発電所(共同火力を含む)の復旧・立ち上げ
被災状況を確認し、復旧可能性を追求。

・緊急設置電源(ガスタービン等)の新設

系統余力の上限まであらゆる種類の緊急設置電源の導入を目指す。このため、今般の震災により失われた電気供給力を補うための火力発電設備の設置について、災害復旧事業として位置付けられたものは環境影響評価法の適用除外となることを確認するなど各種環境整備に努める。

・自家用発電設備(自家発)の活用

管内の自家発電設備を対象に調査を実施し、新規の調達先を含めて電力による買取の確実化を図る一方で、自家発電設置者に対して、売電を要請。

- ・揚水発電の活用

(2) 今夏以降に向けた対策

- ・火力発電所(共同火力、IPPを含む)の復旧・立ち上げ

今夏までに立ち上がらなかった火力について、被災状況を確認し、早期の復旧可能性を追求。

- ・火力発電所等の新設・増設

現在建設中の火力発電所の運転開始の前倒しを目指す。

- ・緊急設置電源(ガスタービン等)の新設

海外からも含めた据え置き型ガスタービンの更なる設置を追求。

- ・地域間連系線の増強

既設FCの増容量の早期実現と更なる増強提言の具現化を図る。また、更なる地域間連系線増強に関する中期的なマスタープランを策定。

- ・再生可能エネルギー(太陽光、風力、地熱等)の導入促進

- ・分散型電源の導入促進

- ・関連の研究技術開発の促進

4. 需要面の対策

- ・東京電力管内で、少なくとも1,000万kW以上、東北電力管内で280万kW以上の需要抑制を図ることを目標とする。(供給面の対策と併せ、需給ギャップを十分に解消できる量として想定。)

- ・大口需要家、小口需要家、家庭の部門毎に、抑制可能性も加味して需要抑制の目安となる目標を設定し、以下のとおり、4月末の成案とりまとめまでに、需要家が多様な措置の組み合わせ等によりこれを達成する方策を官民あわせて検討し、最終的に目標数値を決定することとする。

- ・使用最大電力(kW)を抑制することを基本とする。

- ・抑制目標は、東京電力、東北電力管内それぞれの需給状況に応じて設定することとなるが、現時点では、両者において抑制すべき需要量が総需要量に占める割合はほぼ同じであり、共通の目標を設定することとする。

(1)大口需要家（契約電力500kW 以上） 【25%程度抑制】

- ・個別の需要家(事業所)(注)は、ピーク期間・時間帯(例えば、7～9月(平日)の10時～21時)の最大使用電力を25%抑制するための具体的取組と、営業時間の短縮・シフト、夏期休業の設定・延長・分散化等のライフスタイルの変革につながる取組について計画を策定し実施。

(注)需要家には政府及び地方公共団体を含む。以下同じ。

- ・需要抑制の実効性及び需要家間の公平性を担保するため、電気事業法第27条を活用。その際、事業活動の実態を勘案し、同業・異業の複数事業者が共同して需要抑制を行うことも可能とするスキームの導入を検討。

(2)小口需要家(契約電力500kW 未満の事業者) 【20%程度抑制】

- ・個別の需要家(事業所)は、ピーク期間・時間帯における最大使用電力の20%抑制に貢献するため、具体的目標を設定するとともに、空調・照明機器の節電、営業時間の短縮・シフト、夏期休業の設定・延長・分散化等をするための具体的取組について自主的な計画を策定し、公表。所管省庁は、計画の策定、公表を促す。

- ・政府は、目標達成のためのメニュー例(空調、照明、OA 機器等の節電)を提示するなど、これを支援するとともに、計画を策定した需要家が節電行動を分かりやすく表示するよう促す。また、節電に積極的な需要家の取組を一覧できるサイトを立ち上げ、その取組を国民に広く示す。

- ・所管省庁・業界団体・自治体等を通じて個別の需要家の取組を強力に進めるとともに、適切な情報提供や巡回節電指導を行うことで、国民運動を展開。

(3)家庭・個人 【15～20%程度抑制】

- ・節電に向けた気運を高め、家庭に対してもピーク期間・時間帯における最大使用電力の15～20%抑制を目標に、国民運動を積極的に展開。地方自治体、業界団体や学校とも幅広く連携。

- メディア、地方自治体、業界団体、学校等のあらゆるルートを通じ、家庭で

の節電意識の徹底を図る。

- 「どのような行動をとればどの程度節電ができるのか」(例：冷房を2℃高くすると、●kW の節電に貢献)といった分かりやすさに配慮しつつ、国民向けの対策メニュー例を提示。

・節電を促す制度的手法についても検討。

・日々の電力需給データの「見える化」を徹底することで、消費者・事業者の節電意識を一層高める。既に電力会社及び省庁ホームページで掲示されているところ、テレビ放送・公共交通機関の画面表示等においても掲示されるよう働きかける。

・ピーク期間・時間帯に配慮した大型イベントの開催・放送を促すとともに、学校等における節電教育の実施を促し、家庭・個人の電力消費の抑制を進める。

5. 国民の叡知の結集

・「節電」への社会的関心がかつてないほどの高まりを見せる中、例えばポータルサイトを活用して国民から「節電」のアイデアを広く募集するなど、積極的に国民の意見を募集し、国民運動につなげる。

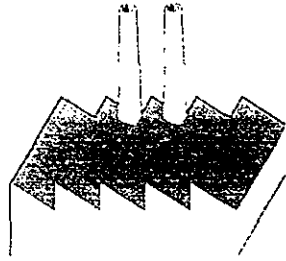
6. 今後のスケジュール

・今後、本骨格(案)を踏まえ、電力需給緊急対策本部及び同幹事会において、需給対策の部門毎の対応のあり方、具体的な内容を検討。

・4月末目途で、電力需給緊急対策本部で、全体としての実効ある政策パッケージを取りまとめる。

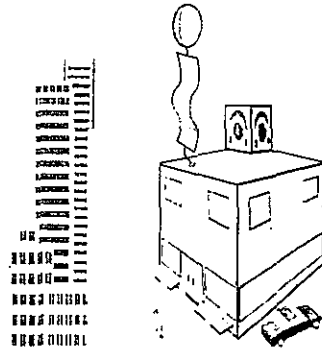
夏期節電対策の具体例

大口・小口需要家



産業分野 (製造業他)

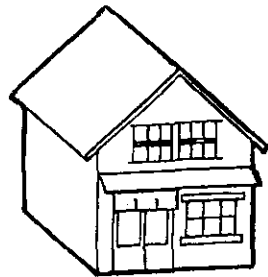
- ・生産プロセスの一層の合理化、設備運用の最適化
- ・省エネ設備の導入
- ・節水の推進
- ・作業時間/日の短縮、シフト
- ・夏期休業の設定・長期化・分散化 他



業務分野 (オフィスビル、商業施設、飲食店、ホテル、学校他)

- ・空調温度の引き上げ(目安温度の設定)
- ・照明の削減(窓際での消灯、ネオンの消灯など)
- ・空調時の換気量調整(今より少なく)
- ・建物の遮熱性向上(窓に遮熱フィルム、ブラインド他)
- ・パソコン、プリンター等のOA機器の使用削減等
- ・省エネ設備の導入
- ・節水の推進
- ・営業時間/日の短縮、シフト
- ・夏期休業の設定・長期化・分散化
- ・節電ビズ(クールビズの一層の強化) 他

家庭



- ・空調温度の引き上げ(目安温度の設定)
- ・扇風機の利用(エアコンの代わりに扇風機を)
- ・照明の消灯(昼間は使わない)
- ・家屋の遮熱性向上(すだれやカーテンの利用を)
- ・待機電力の削減(使わない家電はコンセントを抜く)
- ・省エネ家電製品の導入(白熱電球からLED・電球型蛍光灯など)
- ・節水の推進
- ・家族はなるべく一部屋で団らんを
- ・電力需要ピーク期の家族旅行 他

夏期の電力需給対策について

平成23年4月8日
電力需給緊急対策本部

(東京・東北電力管内の電力不足を需給両面の抜本対策で乗り越える。)

- ・ 未曾有の大震災により、東京電力・東北電力管内の供給力が大幅に減少。計画停電導入のやむなきに至り、国民生活や産業活動に大きな影響。
- ・ 夏の更なる需給逼迫を、政府・電力会社・国民各層が一体となった需給両面の抜本対策で乗り越えていく必要。

(計画停電の「実施が原則」から「不実施が原則」へ)

- ・ 国民各層の節電努力が実を結び、今春の需給バランスは改善。計画停電の「実施が原則」の状態から、「不実施が原則」の状態へ移行する。これは、原則として常に通電されている状態への移行を意味する。

(夏場に向けた取組み — 需要家が、必要な生産活動等を確保できるよう、より計画的に対応しやすい仕組みへ)

- ・ しかし、夏には需給ギャップが大きく拡大。これに対し、計画停電の「不実施が原則」の状態を維持するため、供給力を積み増すとともに、東京電力・東北電力管内の国民各層と、心を一つに抜本的な需要の抑制に取り組んでいきたい。
- ・ その際、予めピーク時間帯の使用最大電力(kW)の抑制幅をお示しし、需要家の方々が、作業時間のシフトや休業日程の長期化・分散化などに創意工夫をこらして計画的に取り組んでいただくことにより、消費者や、とりわけ国の活力の源であり、また復興の基盤でもある企業の生産・作業に極力支障のでないような仕組みを考えることが肝要。